

社協単独委託型で中核機関を整備(岡山県総社市)

自治体概要

人口 約68,994人
面積 約211.9km²
高齢化率 28.0%

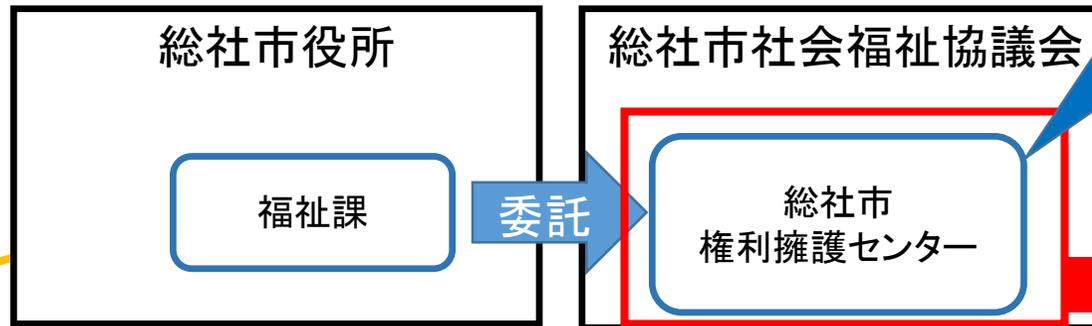


ポイント

- 平成25年より、総社市社会福祉協議会に「総社市権利擁護センター」しえん」を整備。
- 成年後見制度の利用促進、虐待防止、身元保証がなくても入院、入所できるようにする支援等、権利擁護の総合的支援に取り組む。
- 平成31年4月1日、総社市権利擁護センターを中核機関とする。
- 市民後見人を21名養成、18名が名簿登録、15名が選任、活動。
- 総社市社会福祉協議会が、法人後見12件を受任。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

(市の市民後見人登録台帳に登録している方への支援)



中核機関

協議会：総社市権利擁護センター運営委員会

社協へのセンター単独委託・市協働型で中核機関を整備(愛知県豊田市)

自治体概要

人口 約420,000人
面積 約918km²
高齢化率 22.6%



認知症サポーター養成講座と合同で実施することで、できるだけ効率的に、金融機関職員向けの啓発の場を確保

ポイント

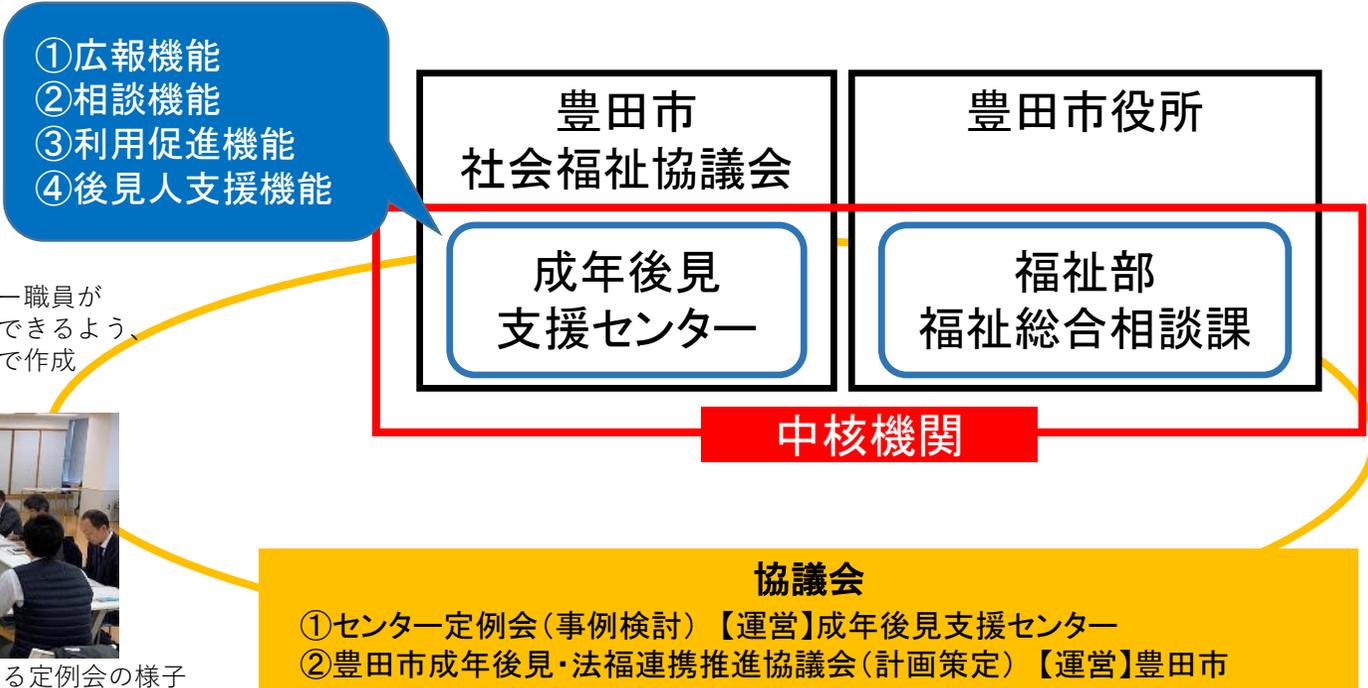
- ▶ 地域共生社会の実現に向けた豊田市の包括的な支援体制の整備の中で、権利擁護支援を担う機能として設置。福祉の総合相談窓口にて地域配置されたコミュニティソーシャルワーカーとも連携。
- ▶ 政策的な判断・対応ができる市と、支援の実践と連携を担うセンターが協働することで、中核機関の機能を発揮できるという考え方で整備。
【平成29年度】協議会にて、中核機関について関係者との合意形成
【平成30年度】センター委託仕様書内に「豊田市と共に中核機関としての機能を担う」旨を明記し、中核機関を整備。
【令和2年度】次期地域福祉計画内に位置付ける成年後見制度利用促進計画で、中核機関について明記を行う想定で現在策定作業中
- ▶ 相談支援（後見人支援含む）の確認や、本人にとってどういった候補者がよいかの検討については、月1回の定例会にて、3専門職を交えて専門的な視点や知識からの判断もできるよう実施。



制度説明を行うパンフレットは、センター職員が説明しやすい内容や順番にいつでも変更できるよう、センター職員が予算をかけずにパソコンで作成



センター・3専門職・市役所による定例会の様子
(家庭裁判所もオブザーバーとして随時参加)



市役所内部に新たに人員を配置し、直営センターを整備(埼玉県志木市)

自治体概要

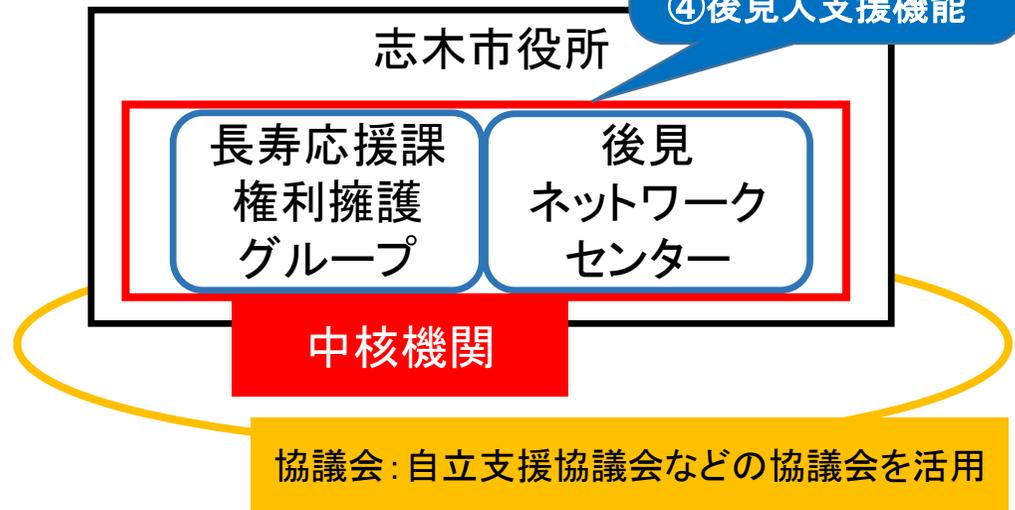
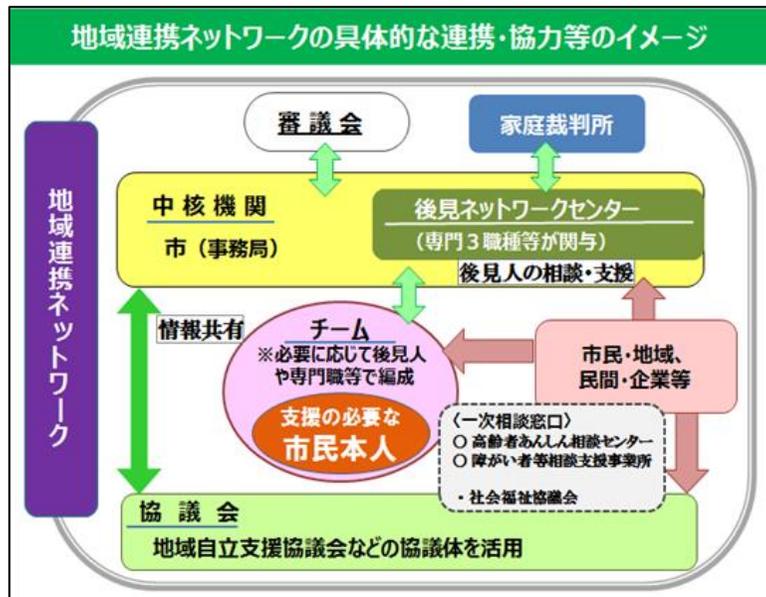
人口 約76,400人
面積 約9.05km²
高齢化率 約24.3%



ポイント

- 市庁舎内に直営の後見ネットワークセンターを整備、長寿応援課権利擁護グループと後見ネットワークセンターが中核機関を担う。
- 平成29年4月「志木市成年後見制度利用促進条例」を制定、平成30年4月「志木市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、計画に基づき中核機関を整備。
- 高齢者や障がい者、子どもへの後見制度に関する支援を一元的に整備。一次相談窓口として市内の地域包括支援センターや障がい者等相談支援事業所（計10か所）を位置づけ、地域ケア会議等の既存組織を活用し、支援を行っている。
- 市民後見人を平成30年度40名、延べ233名養成、23名が名簿登録。
- 志木市社会福祉協議会が、法人後見13件（後見11件、保佐2件）を受任。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能



直営地域包括支援センター内部に成年後見センターを整備(新潟県阿賀町)

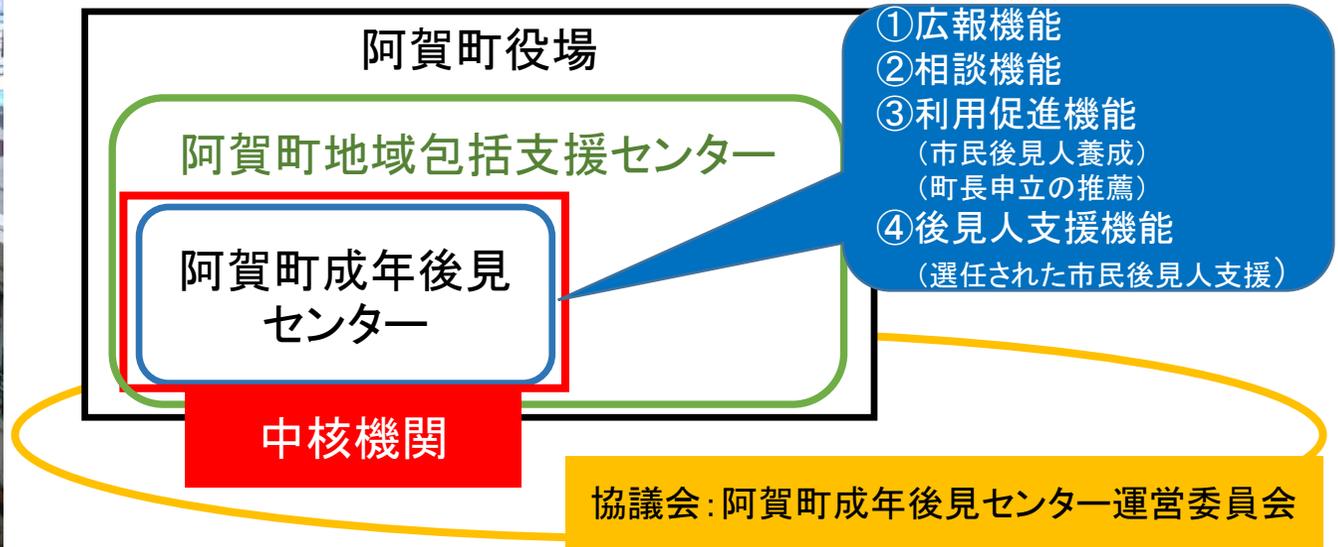
自治体概要

人口 約11,000人
面積 約953km²
高齢化率 46.9%



ポイント

- 直営地域包括支援センター職員8名のうち、3名が成年後見センター職員を兼務。障害福祉分野についても、アウトリーチ機能を活かして実施。
- 町長申立てを検討するプロジェクトを経て、初めての町長申立を実施。その後、成年後見制度勉強会と実態把握調査を経て、阿賀町成年後見センターの整備構想へ。
- 平成28年4月、**阿賀町成年後見センター事業実施要綱**の告示と、看板の併記(写真)をもって、成年後見センターを整備。
- 平成31年4月、**阿賀町成年後見制度利用促進基本計画**によって、阿賀町成年後見センターを、中核機関とする。
- 市民後見人を15名養成、6名が名簿登録。
- 阿賀町社会福祉協議会が、法人後見10件(終了案件含む。うち首長申立6件)を受任。



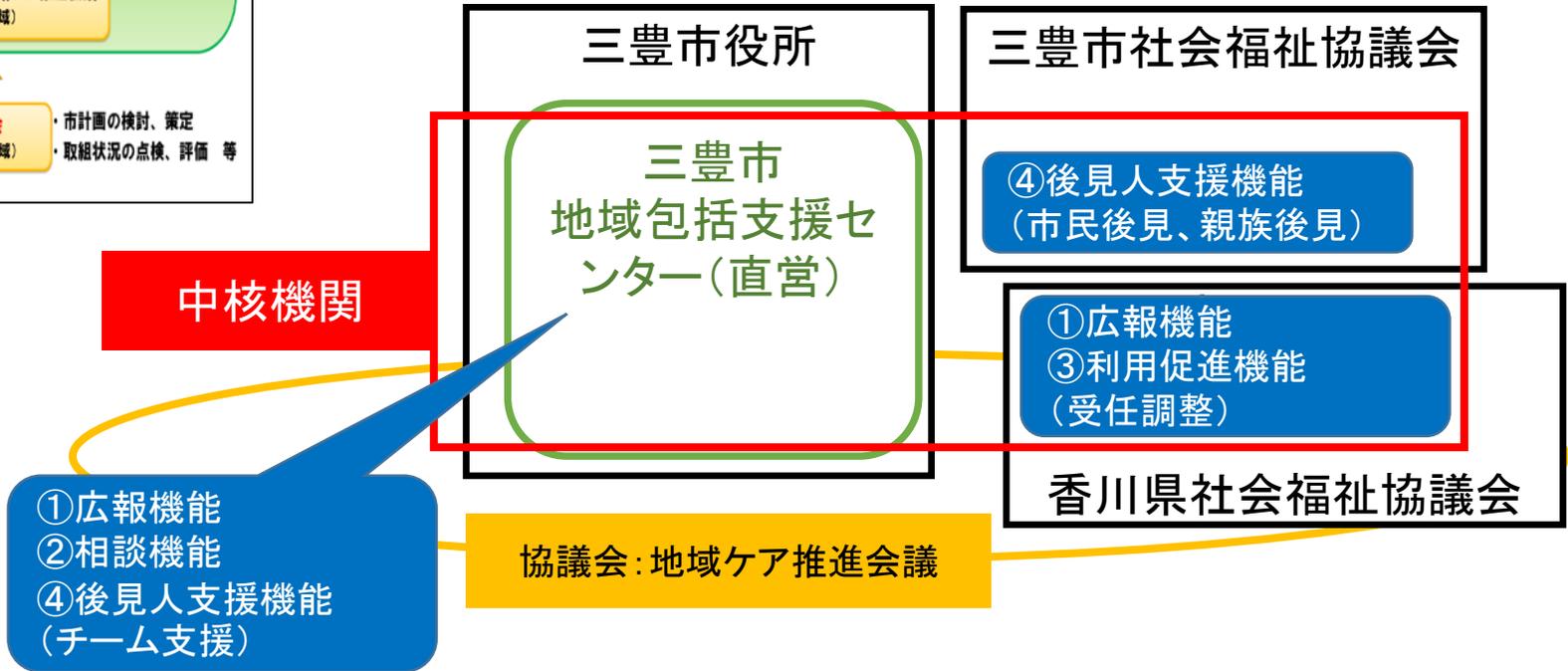
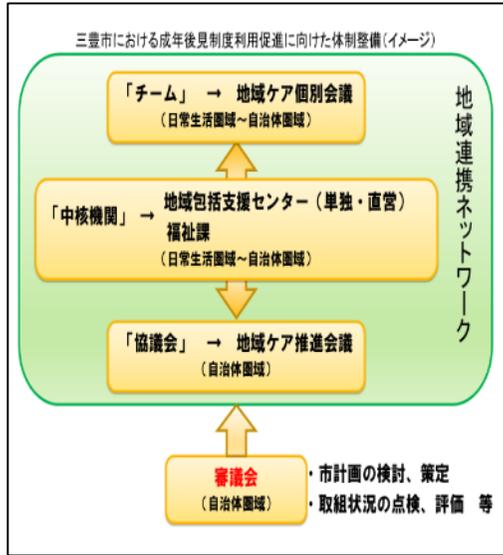
既存の仕組みを活かして機能分散型の中核機関を整備(香川県三豊市)

1.自治体概要

人口	約66,000人
面積	約222.70km ²
高齢化率	34.9%

2. ポイント

- 成年後見センター等がない状態で、既存の仕組みを活かし、機能を分散する形で中核機関を整備。
- 審議会で中核機関や成年後見制度利用促進基本計画について審議し、平成31年3月に計画を策定。
- 市長申立の実績がある直営地域包括支援センターを、平成31年4月に中核機関とする。
- 後見人支援機能を市社会福祉協議会、困難事例の受任調整や専門相談を県社会福祉協議会が担当。
- 地域ケア個別会議を「チーム」、地域ケア推進会議を「協議会」とする等、既存の仕組みを活用。
- 市社会福祉協議会が、法人後見14件を受任。



内部の権利擁護部署を統合して権利擁護センターを整備(岐阜県関市)

自治体概要

人口 約89,000人
面積 約472km²
高齢化率 約29.2%

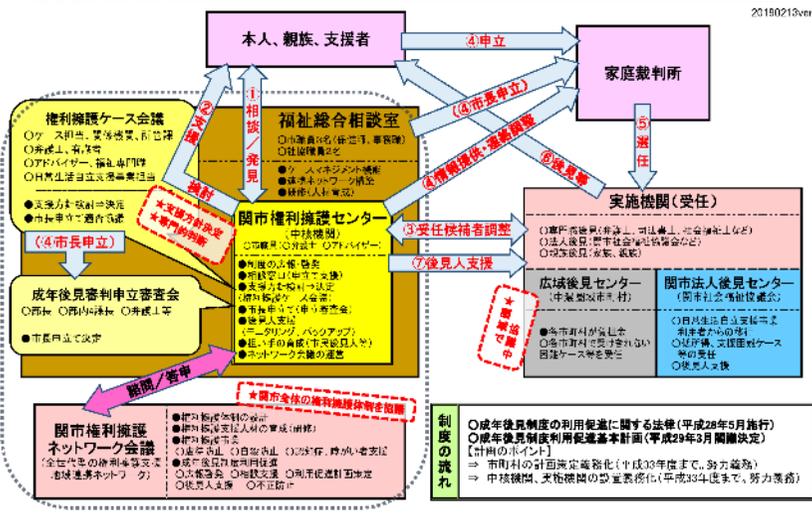


ポイント

- ▶ 地域共生社会の取組で市の内部で設置した福祉総合相談室（市職員3名、市社協職員2名）に「関市権利擁護センター」を整備し、平成31年3月に中核機関とする。（「関市権利擁護センター事業実施要綱」の市長決裁による）
- ▶ 中核機関内に、個別ケースの支援方針を協議決定する「権利擁護ケース会議」を設置した。また、成年後見にとどまらず、虐待防止、自殺防止を含めた市全体（全世代を対象）の権利擁護課題を検討する「権利擁護ネットワーク会議」を整備し「協議会」として位置づけた。
- ▶ 関市社会福祉協議会の関市法人後見センターで、法人後見を受任。

関市における成年後見制度利用支援体制「中核機関」イメージ図

20180213ver



関市役所

福祉総合相談室

関市権利擁護センター

中核機関

① 広報機能
② 相談機能
※受任調整や後見人支援は、今後取り組む予定

協議会：権利擁護ネットワーク会議

協定と幹事市による委託での広域整備型 安房地域権利擁護推進センター

自治体概要 H31.3.31現在
 (館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)
 人口 125,205人
 面積 576.8km²
 高齢化率 41%



ポイント

- 近隣自治体共同で実施していた成年後見制度、首長申立てや虐待等の勉強会が徐々に発展。
- H29、30年度に広域にて市民後見人養成講座を実施。(修了者24名)
- 各自治体の財政負担の軽減や効率的な権利擁護人材の確保、圏域内の専門職数が少ないことなどの課題から、広域での中核機関設置を検討。
- 専門職、各社協、行政が参加するプロジェクトチームを構成。
- 毎月会議を開催し、中核機関のあるべき姿を検討。
- 平成31年4月1日付けの協定と委託契約をもって、中核機関を整備。

鴨川市社会福祉協議会

中核機関

社協の事業として
法人後見事業を実施

安房地域権利擁護推進センター

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
(市民後見人養成研修)
(研修修了者のフォローアップ)
- ④ 後見人支援機能
(選任された市民後見人
及び親族後見人の支援)

各市町社協

協力

協定

館山市 鴨川市 南房総市 鋸南町

幹事市が
委託

協議会(安房地域権利擁護推進センター
運営委員会)

各市町村との協働での広域整備型 上伊那成年後見センター

自治体概要
 人口 約181,000人
 面積 約1,348km²
 高齢化率 30.9%

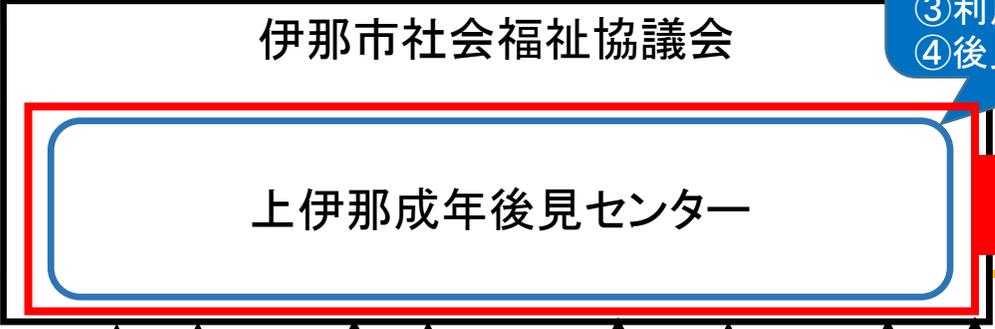


- ポイント**
- 8市町村が協定を結んだ上で、それぞれに委託契約を結び伊那市社会福祉協議会に「上伊那成年後見センター」を広域設置。
 - 市町村が一次窓口となり、上伊那成年後見センターが二次相談窓口となる。
 - 利用促進検討会を経て、**センター運営委員会**で決定し、平成31年4月に中核機関とする。
 - 一次窓口と二次窓口両方を中核機関と位置づけ、機能で役割分担。
 - 市民後見人を35名養成、9名が活動中（受任件数12件）。
 - 伊那市社会福祉協議会が、法人後見87件、後見監督12件を受任。

- ① 広報機能
- ② 相談機能(二次)
- ③ 利用促進機能(二次)
- ④ 後見人支援機能(二次)

各市町村社協

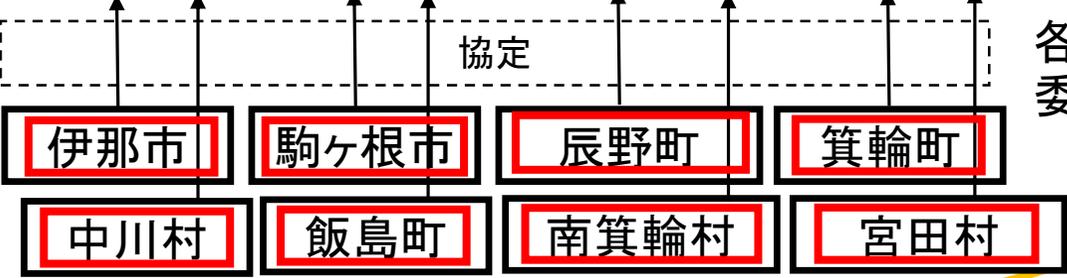
協力



中核機関

- ② 相談機能(一次)
- ③ 利用促進機能(一次)
- ④ 後見人支援機能(一次)

中核機関



各市町村が委託

協議会: 各市町村協議会、上伊那全体協議会を整備

